

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割会社の事前開示書類)

2022 年 10 月 4 日

神奈川県伊勢原市板戸 80 番地
市光工業株式会社
代表取締役 ヴィラットクリストフ

市光工業株式会社(以下「当会社」といいます。)は、美里工業株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)との間で締結した 2022 年 9 月 26 日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2023 年 3 月 1 日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、当会社が吸収分割承継会社に対し、当会社の自動車用ミラーの設計、開発、製造及び販売に関する事業、並びにそれに関連して提供するサービス事業(但し、自動車ヘッドランプ用レンズの製造・販売に関する事業、及びアフターマーケット市場向け商用車用カメラモニタリングシステムの販売に関する事業を除く。)に関して有する権利義務を承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、当会社に対し、本件分割により承継する権利義務に代わる金銭等の財産を交付しませんが、当会社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全てを所有していることから相当であると判断しております。なお、本吸収分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金は変動しません。

3. 本件効力発生日に当会社が全部取得条項付種類株式の規定による株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の会社法第 171 条第 1 項又は同法第 454 条第 1 項の決議に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ)

吸収分割承継会社は、2021 年 2 月 12 日付で株式会社タノ製作所との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割承継会社とその美里工場(所在地：埼玉県児玉郡美里町大字広木字稻荷平 1616 番地)において実施している自動車内装に用いられるインナーミラーの成形・組立に係る事業及びプロジェクターレンズの成形に係る事業を株式会社タノ製作所が承継する吸収分割を行いました。

6. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)

該当事項はありません。

7. 本件効力発生日以後における当会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(当会社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 当会社の債務の履行の見込みに関する事項

当会社の2021年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ86,743百万円及び46,550百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、当会社において、同日から本件吸収分割の効力発生時までには債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本件分割の効力発生後の当会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件効力発生日以後の当会社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本件効力発生日以後における当会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の2021年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ787百万円及び35百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、吸収分割承継会社において、同日から本件分割の効力発生時までには債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本件分割の効力発生後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件効力発生日以後の吸収分割承継会社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本件効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙 1) 吸収分割契約書

(別紙 2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容